

令和5年度枝幸町物品購入等競争入札参加資格審査申請の受付について

令和5年度において、枝幸町の全ての機関が発注する物品の購入、借上、修繕、製造、印刷、役務の業務委託及びその他の契約に係る競争入札参加資格審査申請の受付を行いますので、希望される方は、下記の要領をご参照のうえ申請してください。

※原則、入札を伴わない1者随意契約及び少額な契約（見積合せ）の場合についても同様に資格審査申請書の提出が必要です。

第1 競争入札参加資格について

1. 資格の種類

枝幸町が発注する競争入札には、物品の購入、借上、修繕、製造、印刷、役務の業務委託及びその他の契約（以下「物品購入等」という。）があり、物品購入等は業種品目別に10の大分類及び54の中分類（別表「業種別分類表」を参照）に分けて資格を定めています。

2. 資格の要件

資格の要件には、そもそも競争入札に参加することができないとする基本的資格要件と、資格の種類ごとに定められた要件があります。

（1）要件（欠格要件）

次に該当する者は、資格の種類に関係なく競争入札参加資格の審査申請をすることができません。

- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 契約に関して不正行為を行い、競争入札の参加を排除されている者

（2）資格要件

資格審査の基準日は、令和5年1月1日です。

次の①～②のいずれかに該当していることが必要です。

- ① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ② 製造（印刷に係るものは除く。）の請負については、①の要件のほか、審査基準日において売上高を有していること。

(3) 資格要件の適用除外

上記(2)のうち、特別な事由により要件を欠く場合であって、なおかつ町長が特に認めたときは、資格要件の一部を適用除外することがあります。

3. 資格の有効期間

今回行う資格審査における競争入札参加資格の有効期間は、令和5年度の1年度間です。

(有効期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

第2 資格審査の申請について

1. 申請の受付

(1) 受付期間

令和5年1月23日(月)から令和5年2月6日(月)まで(期間厳守)

※町内の方は作成責任者が必ず持参してください。町外の方は郵送可(2月6日必着)とします。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 受付場所及び問合せ先

〒098-5892 北海道枝幸郡枝幸町本町9 1 6 番地

枝幸町役場 財政課 管財契約グループ TEL(0163)62-1235

2. 申請の方法

資格審査の申請にあたっては、6頁「提出書類及び作成要領」、「【別紙1】表紙等ファイル貼付資料」及び「【別紙2】記載方法について(様式1、様式1-2)」を参照してください。

なお、希望する資格の種類や法人・個人の別によっては、提出書類の内容確認のために関連書類を提出していただく場合があります。

第3 協同組合等について

中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された協同組合、企業組合及び中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された協業組合(以下「協同組合等」という。)については、資格の要件や申請の受付などに異なる取扱いがあります。

1. 資格要件の特例

協同組合等が次のいずれかに該当するときは、資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は

適用されません。

- ① 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- ② 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

2. 申請の受付

上記1の①又は②に該当する協同組合等は、定められた受付期間のほか、随時に申請を行うことができます。

3. 申請書類

協同組合等については、定められた提出書類のほか、次の書類が必要となります。

- ① 組合構成員名簿 組合構成員全員の許可・登録に関する番号・年月日、所在地、電話番号、名称及び氏名を記載した名簿を提出してください。
- ② 適格組合証明書 官公需適格組合の場合は写しを提出してください。
- ③ 当該組合の定款 写しを提出してください。

【競争入札参加資格申請登録後の再審査及び変更について】

第1 再審査の申請について

次のいずれかに該当するときは、資格の再審査の申請を行うことができます。

- ① 競争入札参加資格を有する者の営業が相続、合併及び譲渡により移転されたとき。
- ② 競争入札参加資格を有する協同組合等が、その構成員を変更したとき。

1. 申請の受付

営業が相続、合併及び譲渡により移転されたときの再審査の申請は、競争入札参加資格変更審査申請書を作成し、変更事由によって次の書類を添付して提出してください。

(1) 相続（個人の場合のみ）

- ① 相続を証する書面
- ② 相続した者に係る市区町村長が発行する身分証明書（営業証明書の写しでも可）

(2) 合併

- ① 合併に関する届出書
- ② 合併を証する書面（合併契約書の写し、公正取引委員会の届出受理書の写し（必要な場合））
- ③ 合併された会社の解散登記に係る商業登記簿謄本（解散登記が未了のときは、合併に係る総会議事録の写し（両者分））
- ④ 評定数値の調整に係る申出書
- ⑤ 合併により新たに設立された会社に係る新規の場合と同様の申請書類

(3) 譲 渡

- ① 営業譲渡に関する届出書
- ② 譲渡を証する書面（合併契約書の写し、公正取引委員会の届出受理書の写し（必要な場合））
- ③ 評定数値の調整に係る申出書
- ④ 譲渡された会社に係る新規の場合と同様の申請書類

(4) 協同組合等の場合

- ① 組合員が脱退した場合は、当該脱退を証する書面
- ② 新規に加入した組合員がある場合は、当該加入を証する書面

2. 留意事項

合併の方法や資格の種類などによっては、その事実が発生してから新たな資格を得るまでに時間を要することも考えられますので、ご注意ください。

第2 変更届の提出について

次のいずれかに該当するときは、申請内容の変更の届出をしなければなりません。

- ① 商号又は名称に変更があったとき
- ② 組織に変更があったとき（協同組合等にあつては構成員に変更があったとき）
- ③ 代表者に変更があったとき
- ④ 所在地に変更があったとき
- ⑤ 電話番号に変更があったとき
- ⑥ 使用印鑑に変更があったとき
- ⑦ 支店・営業所（委任者・受任者）に関する事項に変更があったとき
- ⑧ その他「競争入札参加資格審査申請書」の記載内容に変更があったとき

1. 変更の届出

変更の届出は、物品購入等競争入札参加資格関係事項変更届を作成し、変更事項によってその事実を証する書類を添付して提出してください。

第3 年間委任状について

年間委任状については、本店の代表者が支店又は営業所の代表者に年間を通じて入札・見積、契約の締結及び代金の請求・受領などの権限を委任する場合に提出してください。

年間委任状の委任期間は最長1年間（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）とします。

なお、権限を委任された支店または営業所の代表者が変更となった場合は、変更届の提出と併せて、改めて年間委任状を提出してください。

◎ 提出書類及び作成要領

本要領と「【別紙2】記載方法について（様式1、様式1-2）」をよく参照のうえ、フラットファイル等に提出書類を綴り込みし、提出してください。①②③④⑤⑦の書類は、すべての申請人について提出が必要となります。提出ファイルには、表紙、表見返し及び背表紙に、必要事項を記載した用紙（【別紙1】表紙等ファイル貼付資料）を貼付して提出してください。

各様式及び別紙資料は、申請期間中に枝幸町ホームページからダウンロードできます。また、枝幸町役場財政課に紙面を備え付けています。

なお、提出部数は申請書及び関係添付書類共に1部です。

<p>① 申 請 書</p>	<p>様式1・様式1-2</p> <p>入札参加を希望する業種（品目）について、別表の「業種別分類表」を参照のうえ、入札参加を希望する優先順位の高い業種（品目）の「中分類」の番号及び名称を上位より様式1-2に12種類まで記入し、第1位で希望した「中分類」の番号・名称を申請書（様式1）の(9)の欄にも記載してください。</p>
<p>② 登記事項証明書 又は 営業証明書</p>	<p>【法人】3ヶ月以内に法務局で発行されたもの（コピー可）</p> <p>【個人】3ヶ月以内に事業所所在地の市町村で発行されたもの（コピー可）</p>
<p>③ 納 税 証 明 書</p> <p>ア. 市町村 イ. 都道府県 ウ. 国 すべて提出のこと</p>	<p>ア. 事業所所在地の市町村において発行された納税証明書（コピー可）</p> <p>※枝幸町の証明については、様式3を使用し枝幸町役場税務課窓口で、納税証明を受けてください。</p> <p>イ. 事業所所在地の都道府県において発行された都道府県税の滞納がないことを証する書面（コピー可）</p> <p>※申請には各都道府県の様式を使用してください。北海道の申請様式は、枝幸町ホームページでもダウンロードすることができます。</p> <p>※「滞納がないことの証明」を発行していない都府県については、都府県税（個人都府県民税及び地方消費税を除く。）及び地方法人特別税の納税証明を提出してください。</p> <p>ウ. 国税の納税証明書（コピー可）</p> <p>※国税の納税証明書交付請求書は、枝幸町ホームページでもダウンロードすることができます。</p> <p>※【法人】交付請求書の「その3の3」の証明書を提出してください。 【個人】交付請求書の「その3の2」の証明書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請（提出日）の3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。 ・ア、イ、ウすべての納税証明書を提出してください。 ・受任する場合は、受任者所在地の納税証明書も提出してください。例えば、都府県所在の申請人が北海道の支店に受任させる場合、申請人所在の都府県と市町村に加え、北海道と支店所在市町村の納税証明が必要となります。 ・税が完納されていない場合は、基本的に資格決定されないこととなります。

<p>④ 印鑑証明書 又は 印鑑登録証明書</p>	<p>【法人】法務局で3ヶ月以内に発行されたもの（コピー可） 【個人】事業所所在地の市町村で3ヶ月以内に発行されたもの（コピー可）</p>
<p>⑤ 損益計算書 又は 確定申告書 収支報告書</p>	<p>【法人】直近1年度分（コピー可） 【個人】直近1年度分（コピー可）</p>
<p>⑥ 委任状</p>	<p>様式4 申請者が支店・営業所・出張所等に権限を委任する場合、本社からの委任状</p>
<p>⑦ 誓約書</p>	<p>様式5 受任者の有無に関わらず、様式1申請人についての内容を記載してください。 登録印鑑で押印してください。登録印鑑と異なる使用印鑑は、不可とします。</p>
<p>⑧ 工場設備概要</p>	<p><u>生産業者（印刷・修繕・製造等を含む）のみ。</u> パンフレット等の工場設備の概要がわかる資料を提出してください。</p>
<p>⑨ 申請書受理票 （返信用封筒）</p>	<p>様式6 <u>申請書受理票の受領押印・返送を希望する場合のみ。</u> 返信用封筒を同封してください。</p>
<p>⑩ その他</p>	<p>ア．許可又は認可等を必要とする業種を希望する場合は、当該許可・認可等を証明できるもの及び関連する資格証明書等（コピー可） イ．希望する業種（品目）について、メーカーの代理店・特約店であるときは、メーカー発行の証明書等（コピー可） ウ．参考となるカタログ又はパンフレット等</p>

業 種 別 分 類 表

(別表) 物品購入等

大分類 名称	中 分 類		品 目 の 概 要	主 な 業 種 (品 目) 等
	番号	名 称		
産 業 部 門	1	土木建設機械	土木・建設工事等に使用する機械類（除雪車両を除く）	フォークリフト、ブルドーザー、タイヤローラー、パワーショベル等各種積込機械、コンプレッサ、エンジンカッター類、削岩機など
	2	農林業用機械器具及び資材	各種農林業用機械器具・造園・園芸用資材・薬品類	トラクター類、芝刈機、草刈機、散水器具、チェーンソー、ビニールハウス資材、園芸用土、肥料、鉢類、農薬、樹木、芝生、種子、苗類 など
	3	漁業用機器及び資材	各種漁業用機械器具及び資材	漁業用採卵器、魚体測定器、ネットモニター、集魚灯、アクアラング、潜水ポンプ、魚礁ブロック、漁網・ロープ類、釣具 など
	4	産業用電気設備	電気設備・情報通信設備類	放送設備、音響設備、無線設備、情報通信設備、電話交換設備、遠隔監視システム、ソーラーシステム、受変電設備、配電盤、制御盤、無停電電源装置、自家発電装置、空調設備 など
	5	家庭用電気製品	家庭用電気製品・その他電気機器類	各種家庭用電気製品（テレビ・ラジオ・ディスクレコーダー・洗濯機・空気清浄機・ミシン・石油ストーブなど）、各種照明器具、プロジェクタ、オーディオ装置、電話機、携帯電話、ファックス、両替機、自動販売機、自動券売機、感染対策・防災対策用製品など
	6	精密機械器具及び理化学機械器具	光化学機器・測量機器計量機器及び公害測定・実験等理化学機器	各種カメラ及び写真用品（DPEを除く）、各種時計、顕微鏡、望遠鏡、計量用機器、公害・環境測定機器類、実験用理化学機器類、精密模型類、光学機器類 など
	7	建材及び原材料	木材類・各種建材・コンクリート二次製品・外鋼材・路盤用骨材類・各種合成資材	土木建築用木材、畳、ブロック類、窓ガラス、コンクリート混和材、セメント、シャッター、ヒューム管、各種鋼材、防護柵、金網、ネットフェンス、ワイヤーロープ、鉄蓋、砂利、石、砂、アスコン類、鉄筋コンクリート管、合成資材、防水シート、塩化カルシウム など
	8	水処理機及び水道用資材	水道用設備機械及び配管材料	水処理機、浄化装置、計装機器、水道メーター、ステンレス鋼管、鉛管、塩化ビニール管、継手、仕切弁、バルブ など
	9	工業薬品及び火薬類	工業薬品・水道薬品・火薬類	化学工業薬品、水道用薬品、プール消毒剤、融雪剤、火薬類、配管洗浄剤 など
	10	その他産業用機械・器具類	1～9に属さないもの	小型除雪機、組立ハウス、物置、ガレージ、コンテナ、発電機、高圧洗浄機、ポンプ類、ジェットヒーター、工具、測量機器類 など
衛 生 部 門	21	医療機器及び器具	医療機械・機器及び歯科診療機器、介護機器	CT機械、レントゲン機械、各種医療機器、歯科診療機器、救急用具、保冷庫、消毒機器、滅菌器、調剤機、医療訓練用機器、除細動器、医療用・介護用ベッド、車椅子、担架、身体測定器（血圧計・体重計等）、介護用機器、包帯・ガーゼ等医療用品、感染対策用品 など
	22	衛生資材	各種衛生資材	便器等、水柱金具、洗面化粧台、浴槽、浄化槽、プール用ろ過材、ゴミステーション、リサイクルボックス など
	23	厨房機械器具	業務用厨房機器及び学校給食用器具類	調理作業機器、熱機器（炊飯器・オープン・電子レンジ・給湯器等）、大型冷凍冷蔵庫、食器消毒保管庫、食器戸棚、食缶、感染対策・防災対策用製品 など
	24	医薬品及び一般薬品	医薬品・各種薬品類	医薬品、一般薬品、試薬（塩酸・硫酸等）、殺虫剤 など

業 種 別 分 類 表

(別表) 物品購入等

大分類 名称	中 分 類		品 目 の 概 要	主 な 業 種 (品 目) 等
	番号	名 称		
事 務 部 門	31	事務用機器	事務用機械類	OA機器（パソコン・周辺機器）、ファックス、計算機、計数機、印刷機、複写機、複合機、裁断機、紙折機、シュレッダー など
	32	家具類	木製家具類・鋼製家具類及び製作家具	机類（事務用机・会議用テーブル等）、椅子類（事務用椅子・会議用椅子等）、応接セット、ロッカー保管庫類（金庫・電動ラック・図書保管庫類・キャビネット等）、議場用家具、屋外用家具、各種カウンター、パーテーション類、掲示板類、書架・雑誌架 など
	33	文具及び事務用器具	上記31・32に属さない事務用器具及び文具類・紙・紙製品	各種筆記用品、デスクマット、ファイル類、額縁、手提金庫、印章、コピー紙及び事務用紙製品、封筒類、のり、粘着テープ、コンピュータ用品（パッケージソフト含む） など
	34	スポーツ用機器・用具	各種スポーツ機器及び用具類（レジャー用品含む）	各種球技及び陸上競技等機器用具、武道用品、スキー用品、水泳用品、キャンプ用品、ゴムボート、トレーニング機器、体育館施設機器、その他（各種ユニホーム及びウェアは除く）
	35	保育用品・遊具類	各種保育用品及び遊具類（上記31～34に属するものは除く）	積木、ブロック、保育用具（ままごと・人形等）、粘土、折り紙、運動遊具、紙芝居、碁、将棋、カード類、公園用各種遊具 など
	36	楽器	楽器類等及び音楽用品類	鍵盤楽器、リード楽器、打楽器、弦楽器、木管楽器、金管楽器、和楽器、擬音笛、電気楽器、譜面台、楽譜、メトロノーム、音楽映像作品等CD・DVD など
	37	図書・出版物及び各種教材用品	図書・出版物及び標本等教材類	図書、出版物、刊行物、収録済マイクロフィルム、スライド映画フィルム、標本、理科実験教具、その他各種教材教具 など
印 刷 部 門	41	オフセット印刷	—	一般の印刷（平板印刷、凸版印刷、凹版印刷）
	42	フォーム印刷	—	フォーム印刷
	43	地図印刷	—	地図印刷
	44	その他印刷	—	スクリーン印刷、シルク印刷、DPE など
車 両 部 門	51	自動車	—	普通自家用車、貨客兼用車、ジープ類、バス、トラック、ワゴン など
	52	特殊車両	除雪車両及びその他特殊車両・架装	ロータリ除雪車、グレーダー、スノーローダー、その他除雪車両、消防車両、清掃車両、車両の架装 など
	53	車両部品	各種車両部品及び自動車用品	各種車両部品、カーエアコン、バッテリー、タイヤ、ホイール、車両清掃用具、カーナビゲーション など
	54	車両点検・修繕等	1の土木建設機械を含む	大型建設機械・除雪機械車検点検整備・修繕、自動車車検整備・修繕、特殊車両車検整備・修繕、板金、塗装 など
	55	その他車両	51～52に属さないもの	ロープウェイ搬器及び関連機器、オートバイ、スクーター、スノーモービル、自転車、リヤカー、ゴルフ乗用カート など

業 種 別 分 類 表

(別表) 物品購入等

大分類 名称	中 分 類		品 目 の 概 要	主 な 業 種 (品 目) 等
	番号	名 称		
燃 料 部 門	61	車両燃料	—	ガソリン、軽油
	62	暖房燃料	—	灯油、A重油、LPガス、石炭、コークス、ペレット など
	63	その他油脂類	石油製品等	オイル、グリス、不凍液、その他
織 維 部 門	71	寝具類	—	掛・敷布団、マットレス、毛布、タオルケット、枕、シーツカバー、寝巻類、一般用ベッド、座布団 など
	72	被服類	—	制服、事務服、作業服、防寒服、救急衣、白衣、帽子、看護衣、スポーツユニフォーム及びトレーニングウェア など
	73	その他繊維製品	71・72以外の繊維製品	軍手、タオル、おしぼり、手拭、カーテン、暗幕、絨毯、カーペット、糸、白生地 など
雑 部 門	81	保安及び消防器材	保安及び消防に使用する器材	ヘルメット、防塵マスク、バリケード、電光板、回転灯、防水金具類、夜光チョッキ、セーフティコーン、消防ホース、耐熱・防火衣、酸素呼吸器、消火器、消化薬剤、救命ソリ、救命胴衣、防災毛布、住宅用火災警報器、その他防災用品 など
	82	記章・看板・標識	看板類・標識・旗・腕章類・カップ及びメダル	道路標識、看板類、プレート、鑑札、町旗、交通安全旗、横断幕、腕章、金杯、銀杯、カップ、盾、トロフィー、メダル、記章、バッジ など
	83	皮靴・ゴム製品	皮及びゴムを主体とする製品	皮靴、ゴム靴、合羽、雨衣、ベルト、カバン、シート など
	84	金物類	家庭用金物類	石油ストーブ以外のストーブ（薪・石炭・コークス・ペレット等用）、ホームタンク、簡易ガス湯沸器、除雪用具、スコップ等家庭用金物類 など
	85	日用雑貨	家庭用日用雑貨	トイレトーパーパー、ほうき、モップ類、洗剤、食器類、指定ごみ袋、陶器及びガラス製品、プラスチック等合成日用品、その他日用雑貨
	86	食品及び給食材料	—	飲料水、酒類、給食材料、調理品、その他食品
	87	その他	81～85に属さないもの	贈答品（カタログギフト含む） など

業 種 別 分 類 表

(別表) 物品購入等

大分類 名称	中 分 類		品 目 の 概 要	主 な 業 種 (品 目) 等
	番号	名 称		
特 部 門	91	広告・出版・企画	広告宣伝・刊行物の出版・イベントの企画立案等	広報、広告業務（ホームページ作成）、パンフレット・ガイドブックの企画制作、各種イベントの企画立案、事業計画策定 など
	92	運送・配送業	旅客運送・貨物運送等	給食配送、土砂・砂利・建設機械の運搬等（オペレーター付）
	93	リース業・レンタル業（産業）	自動車・産業用機械類賃貸	車両・機械類（オペレーターなし）、仮設ハウス、トイレ など
	94	リース業・レンタル業（事務・その他）	事務用機器類賃貸	OA機器（パソコン・周辺機器）、複写機、複合機、通信機器、医療機器 など
	95	施設等管理・清掃業	庁舎・病院・その他施設等の管理・清掃業・警備・各種検査業務	建物の電気・消防設備等保守、環境衛生管理、清掃、警備、廃棄物関連処理、上下水道施設管理、廃棄物処理施設管理、火葬設備管理、各種衛生検査、水質分析、指定管理者 など
	96	各種産業用機械等保守・点検・修繕業務	2～10、21、23に属する各種機械・設備等の保守・点検・修繕等	2～10、21、23に属する各種機械・設備等の名称
	97	各種機械等保守・修繕業務	96に属さない各種機械・設備等の保守・点検・修繕等（54を除く）	96に属さない各種機械・設備等（54を除く）の名称
	98	情報システム関係	各種電算処理・情報通信処理	ソフトウェア又はシステムの企画・開発・運用・保守等、電算情報の加工処理、その他電子化業務等（パッケージソフト除く）
	99	その他の業務	1～98に属さないもの	航空写真、トレース、給食調理委託、固定資産評価、人材派遣、医事業務、火葬業務（葬祭ディレクター又は火葬技術者の資格要）、会議録調製、各種研修講師 など
不用品取引	101	鉄類	各種鋼材・機械器具・車両関係	鉄類の取引にあつては「金属くず商許可」を有する者
	102	その他	木材・その他	間伐材、古紙、廃油 など